

中之条町水道新設給水工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水工事費の負担軽減を図り、もって水道の普及促進と生活環境の改善及び定住の促進に寄与するため、中之条町上水道事業給水条例及び中之条町簡易水道事業給水条例(平成10年中之条町条例第14号及び第15号。以下「条例」という。)各第5条に規定する給水工事を新設する者に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水工事費 配水管から分岐して設けられた給水管及び量水器までの工事にかかる費用をいう。
- (2) 指定給水装置工事事業者 町長が水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の指定をしたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中之条町内に住所を有し、かつ、日常生活を営んでいる者又はその予定者で、自ら生活用水として使用すること。
- (2) 給水工事の設計は、条例第7条に規定する町長の事前審査を受けていること。
- (3) 給水工事の完了後、当該給水工事費の全額を指定給水装置工事事業者に支払っていること。
- (4) 給水工事の対象住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例(平成24年中之条町条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金は、給水工事費から20万円を控除した額の2分の1とし、30万円を上限とする。この場合、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、完了日の翌日から起算して30日以内に中之条町水道新設給水工事費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 給水工事代金支払領収書の写し
- (2) 工事写真一式(着工前、施工中及び完成後の状況)
- (3) 町税及び使用料等に未納のないことの証明(転入者に限る。)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、中之条町水道新設給水工事費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 申請者は、前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに中之条町水道新設給水工事費補助金交付請求書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第7条 申請者は、第5条の補助金の交付申請及び第6条の補助金の請求について、指定給水装置工事事業者に、これらの事務手続きを行わせることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付決定通知をした後において、この要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、中之条町水道新設給水工事費補助金交付決定取消通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還命令)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、中之条町水道新設給水工事費補助金返還命令書(別記様式第5号)により、期限を定めて、補助金の返還を命ずることができる。なお、補助金の返還を命ぜられた申請者は、速やかにこれに従わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。